

一般社団法人日本口蓋裂学会

心理社会的支援推進委員会規則

(主たる役割)

- (1) 口唇口蓋裂治療における心理社会的支援に関する理解を深め、チーム医療による患者・家族の QOL の向上および医療提供者の負担軽減をはかることを目的に、心理社会的な学術調査研究や研修、シンポジウム等、多様な取り組みを企画・立案する。
- (2) 関連学会とのネットワーキングを用い、口唇口蓋裂に対する心理的ケアあるいはチーム医療に対する診療報酬点数の獲得等、治療における制度的な改善を目指し、本領域の心理社会的支援が広く安定的に提供されることを目指す。

(活動内容)

- (1) 口唇口蓋裂治療での心理社会的支援に関する実態調査を実施する。
- (2) 口唇口蓋裂治療に関わる心理社会的支援に関するシンポジウムを企画する。
- (3) 治療チームに対する心理社会的支援の方法や理論についての研修の計画・実施を企画する。
- (4) 口唇口蓋裂治療での心理社会的支援に関わる標準的なアセスメント法の研修の計画・実施を企画する。
- (5) 実態調査により得られた結果を理事会、社員総会で承認後、学術集会で公表する。
- (6) 書籍や文献、情報源の紹介（学会 HP に掲載依頼など）を行う。
- (7) 口唇口蓋裂治療での心理社会的支援に関わる多施設共同研究を主導する。

(設置)

第1条 日本の口唇裂・口蓋裂チーム治療において心理社会的支援の普及により、チーム医療による口唇裂・口蓋裂患者とその家族の QOL のさらなる向上をはかることを目的とし心理社会的支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成等)

第2条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員長 1 名（理事長がこれを指名する）
- (2) 副委員長 1 名（委員長がこれを指名する）
- (3) その他委員長が指名したもの
- (4) 委員の総数は 12 名程度とし、口唇裂・口蓋裂治療に関わる各専門領域から 1-2 名ずつを原則とする。

(任期等)

第3条 前条各号に規定する委員は、委員長が評議員よりこれを委嘱する。

2 前条各号に規定する委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前条各号に規定する委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 前条各号に規定する委員に欠員が生じない場合でも、委員長の判断により理事長の承認を得て必要な委員を追加することができる。その場合には、前条各号で規定する委員の残任期間とする。

(業務)

第4条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 心理社会的支援に関する調査・研究に関わる事項
- (2) 心理社会的支援に関わるアセスメント・研修に関わる事項
- (3) 心理社会的支援に関する啓発に係る事項
- (4) 心理社会的支援にかかる診療報酬の保険収載等の治療制度の改善への活動
- (5) その他、理事長あるいは理事会からの諮問事項

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数により成立する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会の開催回数は定めず、必要に応じて開催する。
- 5 委員会には幹事を置くことができるが、議事の可否権は有しない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた時は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(規則の改正)

第7条 この規則の改正は、委員の発議をもって行い、過半数の賛成をもって議決する。

第8条 この規則の改正は、理事会の承認を必要とする。

(附則)

この規則は、令和7年3月1日から施行する。